

結核罹患率：12.6→10.0（人口10万対）

【新計画における重点施策】

○第1. 早期発見の推進

- ・発見の遅れ：10%以下（← 受診の遅れ：10%以下、診断の遅れ10%以下）

○第2. 定期の健康診断・予防接種

- ・高齢者施設利用者のうち市町村が特に必要と認める者の定期健診 受診率：95%以上
- ・職域・施設における定期健診 実施報告書提出率：100%、受診率：95%以上
- ・精密検査受診率：100%
- ・BCG 接種率 1歳時点：95%以上

○第3. 院内感染・施設内感染等の集団感染対策

- ・結核集団感染発生件数：0件

第4. 接触者健康診断の徹底

- 診断日中の患者発生届出率 90%  
診断日翌日中の患者発生届出率 95%
- 2週間以内の接触者健診計画策定
- 接触者健診受診率 100%

第7. 県(保健所)と関係機関との連携

- 医師会 研修会の開催、情報提供
- 医療機関 医療機関連携による合併症患者への対応支援
- 他の都道府県等 円滑な接触者健診の実施や患者管理の引き継ぎ

第5. 適正医療の普及

- 80歳未満結核患者への標準化学療法（4剤）処方割合 90%以上を維持
- 肺結核患者入院期間中央値 2か月以内
- 全結核患者治療期間中央値 7か月以内
- 前年登録肺結核患者 治療失敗・脱落割合 5%以下
- 前年登録肺結核患者 判定不能割合 10%以下

第8. 結核発生動向調査体制の充実・強化

- 新登録肺結核有症状中発見の遅れ期間 把握割合 65%以上
- 培養陽性患者薬剤感受性試験結果 把握割合 100%
- 分子疫学的手法等からなる 病原体サーベイランスの構築
- 年末時点における登録患者の 病状不明の割合 20%以下

第6. 患者管理の徹底

- 全結核患者へのDOTS 実施率 95%以上
- 潜在性結核感染者へのDOTS 実施率 95%以上
- 潜在性結核感染症患者の治療完了割合 85%以上

第9. 人材の育成

- 結核の予防、治療に関わる人材の育成

第10. 人権の尊重

- 個人情報保護への配慮
- 結核に対する偏見・差別の解消
- 説明と同意に基づいた医療の実施
- 関係法令等の遵守

新しい結核対策の推進